

新総合事業説明会 質問の一覧

用語 事業対象者・・・新総合事業の事業対象者をいう

キーワード	質問内容	回答
1 ケアマネジメント	新総合事業の受給対象者になる際、医師の意見書は必要がないと回答があるが、リスクマネジメントの観点から本当に必要性はないのですか。	事業対象者の決定には医師の意見書は不要ですが、サービス決定に際して、リスク管理が必要であると判断した場合には、かかりつけ医に指示や判断をおおいください。
2 ケアマネジメント	加算内容について、卒業加算とは予防給付対象者が「ケアマネジメントA（通所・訪問相当サービス及び通所A・C、訪問A）」に移行することを意味するのか、「ケアマネジメントA」から卒業することを意味するか、どちらを指すのですか。また後者の場合に社会資源のみを利用して自立した生活をする際に、加算のみを算定できるのですか。	卒業加算は、後者の「ケアマネジメントA」からの卒業を指します。また加算は翌年算定します。翌年算定するのは、卒業者が多い支援事業所の加算率を高く算定する目的があります。
3 ケアマネジメント	卒業加算及び移行加算に対して、加算用書式などは存在しますか。	介護予防サービス・支援計画表等の提出書類にて判断します。
4 ケアマネジメント	新総合事業（通所・訪問）と予防給付を併用している方のレセプトはどうなりますか。別にレセプトすることになるのでしょうか（新総合事業と予防給付は保険証が違うので）	予防給付との併用の方は要支援の保険証のみを持つこととなります。マネジメント費は予防給付として一括されます。マネジメント費の併用はありません。
5 プラン作成等	事業対象者になればサービスプランは誰が作成し、サービス提供事業者は誰が選択するのですか。	サービスプランの作成は地域包括支援センターが行います。サービス提供事業者についても、事業対象者と包括支援センターが協議し選択します。
6 プラン作成等	事業対象者もケアマネジャーは必要ですか。	はい。新総合事業によるケアマネジャーは、地域包括支援センターが担当します。
7 プラン作成等	デイサービスや訪問介護事業所のサービス紹介をおこなうのはどこですか。	地域包括支援センターが行います。
8 プラン作成等	要介護4と要支援1の夫婦世帯の場合のプランはどうなりますか。	これまでは同一世帯に要介護認定者がいる場合、要支援者のプランも居宅のケアマネジャーが作成していましたが、新総合事業後はそれが行えなくなります。要介護認定を受けている方は居宅のケアマネジャーが、要支援の方は地域包括支援センターが行います。
9 プラン作成等	モニタリングの時期・様式は定められていますか。	介護予防プランのモニタリングは初回3か月、以降は半年後に1回を原則としますが、変化があった場合には適宜モニタリングを実施します。様式は現行のままです。
10 プラン作成等	要支援の方が更新を受け、要支援となった方は、デイとホームヘルパーのサービス内容の回数・内容は変わりますか。	平成28年度中、更新後に要支援の認定が出た方の通所介護・訪問介護サービスは市の新総合事業サービスになりますので、現行相当サービス・多様なサービスから選択していただくこととなります。回数・内容はその方に必要なサービスをプランによって提供することになります。
11 プラン作成等	チェックリストの具体的な活用（運用）の仕方について教えてください。ホームヘルパーの回数やデイの適正、他のサービスの訂正など、そこから導けるのですか。	25項目のチェックリストだけではサービスの種別の判断は難しい場合もあります。そのために地域包括支援センターのプランナーが面談の上、アセスメントをもとにプランを作成し、その方に必要なサービスの選定を行います。
12 プラン作成等	窓口の力量（聞き取り方）次第で使えるサービスが変わるのではないのでしょうか。利用者の希望はどこまで聞いてもらえる？	窓口の聞き取りにはマニュアルを作成し対応することになっています。利用者の希望でサービスを利用するのではなく、その方の自立支援に必要なサービスの提供が原則となります。
13 プラン作成等	市のプランチェックは即時対応ができますか。	1週間は猶予をいただいています。プランをサービス提供開始の1か月前には確定していただきたいので、市と協議が必要なプランの場合にはその1週間前、サービス提供5週間前には市に協議をかけてください。
14 プラン作成等	新総合事業のサービスの選択は、本人が行うのですか。それともプランナーがモニタリングして計画するのですか。	ご本人によると思います。新総合事業の説明は地域包括支援センターの説明後、ご本人と協議し、決定します。なお、現行相当サービス利用の場合は、市との協議が必要となります。
15 プラン作成等	現在の支援が総合事業に移行した場合、今までデイサービスに通っていた方が、引き続き使いたいと思っても、協議はいるのですか。またその時期は。	協議を行い、必要であれば継続できます。協議の時期は決定期間終了日の1か月前から行います。
16 プラン作成等	ケアプランに基づいた計画書を作成するのですか。	はい。地域包括支援センターのアセスメント・ケアプランに基づいた計画を立案してください。
17 契約・記録等	記録や計画書等の提出書類について、何かこれまでと違いがあれば教えてください。	現行と同じになります。
18 契約・記録等	利用者との契約書類（重要事項説明書など）は大東市で準備してくれますか。	各事業所にてご準備ください。新総合事業によるサービス提供にあたっては「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事項なので、総合事業には適用されません。1回あたりの単価設定を導入することに伴い、利用料の変化に留意し、新総合事業に係るサービス提供を含んだ契約書を作成してください。
19 契約・記録等	カルテは分けるほうがよいのですか。	経過記録などは分けるよりも今まで通り綴じて、契約書を、別に綴じたほうがよいと思います。被保険者番号は変更ありませんが、請求番号が変わりますので、その方がわかりやすいと思います。
20 契約・記録等	定款の変更が必要と聞いています。「新総合事業」という文言が必要とのことですか？発信されていないと思います。時間を要することなので、間に合わなかった場合、Aを必要とされている方へのサービス提供はできませんか？	3月16日に契約書、重要事項説明書の例文は提示させていただきます。
21 契約・記録等	記録記入の時間5分は今まで通り計画に入っていますか？	記録記入はサービス時間内に行っていただければ結構です。但し、記入時間は概ね5分程度ですので、記載事項に関しては必要な項目に☑を入れるようにする、同じ内容で済むものはあらかじめコピーしておくなど効率化を図っていただき、記録記入時間の短縮を図るようにしてください。なお、一日に複数回のサービス提供をする場合には、記録は重複するものは省略していただくなどの工夫をしてください。
22 請求・記録等	通所サービスCの実施記録等、書類はどのように作成、管理すればいいのでしょうか。	記録用紙は市で作成します。管理は個人情報の流出がないように個人ファイルなどは鍵のかかるロッカーに保管するなどのセキュリティを完備する必要があります。
23 請求・記録等	新総合事業の原則5003単位⇒上限10473単位の事前協議はどのような形で行われるのか。提出物や協議方法は？	包括からのプラン、アセスメントの提出により、5003単位を超すサービス量が必要であることが判断された場合に認められます。市の高齢支援課内で協議します。
24 請求・記録等	区分限度額が5003単位と1224単位とあるが、この違いはなんですか。	5003単位は区分支給限度額です。1224単位は、訪問型サービスA単独の限度額です。

25	請求・記録等	更新後に事業対象者となった後、現行サービスを継続する場合の単位や回数はどのようになりますか。	訪問型サービスは現行と同様です。 通所型サービスの単位は、月額包括報酬から、1回あたりの単価設定に変更します。 要支援1の場合、今までは1,647単位/月でしたが、要支援1・事業対象者（週1回程度）は、3回までは378単位/回、4回以上は1,647単位/月となります。 要支援2の場合、今までは3,377単位/月でしたが、要支援2・事業対象者（週2回程度）は、1回～4回は378単位/回、5回～7回までは389単位/回、8回以上は3,377単位/月となります。 なお事業対象者が、週1回か2回かの判断は地域包括支援センターがアセスメントを行い決定します。
26	請求・記録等	利用者の単位数管理やサービス調整は、包括プランナーが行うのですか。	はい。
27	請求・記録等	処遇改善加算、初回訪問加算などは示されていないが、設定されていますか。	加算及び減算は、現行通り実施します。
28	請求・記録等	処遇改善加算、初回加算はどのようになりますか。	現行と同様です。
29	請求・記録等	実績はケアマネジャーに提出するのでしょうか。	地域包括支援センターに提出してください。
30	請求・記録等	請求は市役所にどのような形で送るのですか。	地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント費以外は、従来通りです。しかし、事業対象者に関する提出の様式やサービスコードは変更となります。
31	申請関連	事業対象者の方が、身体状況の変化により訪問看護が必要となった場合はどうなりますか。	介護保険課にて要介護認定を受けてください。
32	申請関連	要支援1・2の方で福祉用具を使用されている方が更新を迎えた場合、手続きはどうなりますか。	介護保険課にて更新手続きを行ってください。
33	申請関連	更新の際に、要介護1以上になる可能性がある場合はどうすればよいですか。	その場合においても、まずは地域包括支援センターで25項目のチェックリストを受けてください。
34	申請関連	事業対象者になるためには、医師の意見書は必要ですか。	必要ありません。
35	申請関連	事業対象者の介護保険証はどうなりますか。	様式は現在使用している介護保険被保険者証と同様のものです。 新たに「事業対象者」と印字したものを、高齢支援課からお渡しいたします。
36	申請関連	居宅支援事業所に直接相談があった場合の申請方法は？ 現行は直接認定申請をしているが、今後は一度包括へ依頼するのでしょうか。	明らかに要介護の方、65歳未満の方は現行通り必要に応じて認定申請を行ってください。 それ以外については包括に連絡してください。
37	申請関連	現予防給付の方の4/1移行の担当変更はどうなりますか。 新総合事業、要支援1, 2の方は全て包括担当となるのでしょうか。	事業対象者となった時点で担当は包括となります。 事業対象者となる1か月前までには引継ぎを終える予定です。
38	申請関連	介護の新規申請中、暫定にて新総合事業を利用しており、認定で要介護となった時にサービス利用は介護給付へ移行されるのですか。	介護申請の認定結果待ちの間に暫定で新総合事業を利用することは可能です。 認定結果が出た時点で介護給付に変更となります。
39	申請関連	介護の人の一次判定が支援のときの認定が遅れた場合、暫定サービスは介護1で対応してよいですか。	暫定サービスは新総合事業を利用してください。
40	申請関連	事業対象者が訪問・通所外のサービスが必要と認められた場合（ないしは、サービス利用を希望した場合）、要支援1, 2への移行はどのタイミングで行えるのか？また、その逆の場合は？	事業対象者にとって新総合事業以外のサービスが必要と判断された時点で介護認定申請となります。逆に要支援1, 2の認定者で新総合事業以外のサービスが不要と判断された場合には、その方の認定期間終了をもって事業対象者となります。なお、要支援1, 2の方も平成28年度の更新を以て、通所・訪問介護については新総合事業に移行となります。
41	申請関連	認定期間はどのようになっていますか。	認定の有効期間は、新総合事業においてはありません。
42	申請関連	現行サービス（予防給付）を受けている要支援1・2の方が、28年度中に更新となった場合どうなるのですか。	事業対象者となります。現行の予防給付サービスから現行相当サービスもしくは多様なサービスとなります。
43	申請関連	28年度期間中に更新が来たら、事業対象者となるということですが、他市から来られている方はどうなりますか。	大東市周辺の市は平成29年度からの開始となりますので、他市の方は平成28年度中は予防給付のままです。
44	事業所関連	みなしを3年とはどういうことですか。	みなし指定は3年で切れます。現在は、みなし指定で現行相当サービスを実施することは可能ですが、みなし指定が更新されなければ、今後要支援の方を含む事業対象者への現行相当サービスは行えなくなります。
45	事業所関連	サービス提供責任者は50人に1人となっているが、現行と合わせた場合、どのように考えたらよいですか。	現行型は40人、新総合事業では50人に1人としています。現行+新総合事業で40名以内であれば、1名で構いません。50名となると現行型を満たさなくなるので、あくまで緩和される基準は新総合事業のみであり、他の制度は緩和されません。新総合事業の方が50名を超えれば、はじめて総合事業におけるサービス提供者1名が必要となります。障害者制度の場合も同様です。
46	事業対象者への説明	再委託の方への説明はどうしたらよいのですか。どの時期に引継ぎをするのでしょうか。	事業対象者となった時点で担当は包括となります。事業対象者となる1か月前までには引継ぎを終える予定です。再委託の方への説明は包括から行います。いつ頃に引継ぎになるかは、再委託先の居宅の担当者から伝えてください。
47	事業対象者への説明	現在利用されているサービス利用者様への説明について、どのように考えていますか。	更新手続きの際に地域包括支援センターが関わり、新総合事業の説明を行います。
48	事業対象者への説明	現行サービスが利用できる＝今使っているサービスが利用できると思っている利用者も多いので、市民に対してもしっかりと説明してほしいです。	利用者には個別に包括から説明をします。
49	事業対象者への説明	ヘルパーステーションとして、今まで行っていたケアの内容がどう変わるのか、どの様に説明したらよいか不安です。	本人にご納得いただけない中でサービスを変えるようなことはございません。ご安心ください。
50	事業対象者への説明	サービス提供者の変更などに対応できない場合は、サービス継続不可能と考えてよいですか。	現在の利用者の状況が、現行相当サービスを必要とするケアプランがあり、且つ市との協議にて必要と判断されれば継続は可能です。
51	サービス提供事業所	通所型サービスAについて、参入希望者事業所数は移行後の受け皿として、供給量に見合っていますか。また参入希望事業所名等は、いつ開示されますか。	適切な時期に地域包括支援センターに開示致します。
52	サービス提供事業所	サービスA-1の事業所がどこが使えるのか提示してください。	包括に提示します。
53	サービス提供事業所	地域包括支援センターが、事業所一覧を準備するのですか。	地域包括支援センターで準備します。
54	サービス提供事業所	新総合事業の事業所として、未だ申請していないが、今後も申請はできますか。	随時可能です。詳細は、申請手続きに関する書類をご覧ください。
55	通所	現行の通所サービス利用者の要支援者の請求に関して、定量以下の未提供の場合は、回数ごとの日割り請求と記載があるが、各加算全て日割り計算で算出するのですか。	現行についている加算・減算は、現行通りとなります。 あくまでもサービス利用料のみ、一回あたりの単価設定に変更します。
56	通所	通所型サービスAで、入浴サービスを行うことは可能ですか。	全額自費サービスとして、1回374円で設定しております。 （給付対象としての入浴サービスは用意しておりません。）
57	通所	通所型サービスAで、サービス提供時間は3時間でよいですか。	はい。なお時間短縮は認められませんが、時間を延長することは問題ありません。

58	通所	要支援状態の利用者様でも、自宅での入浴ができない方へのサービス提供についてどのように思われますか。	要支援で入浴できない状況というのは、身体的な問題ではなく住宅等の問題が大きいと推測されます。何故入浴できないのか、それについてのアセスメントがまずは最重要課題です。見守りや手伝うのみの介助では、事業対象者は自立できません。どうしても困難な場合は、通所型サービスAは、自費入浴のサービスがあります。
59	通所	サテライト型についての大東市の見解がないが、どうですか。	大阪府は原則サテライト型事業所は認めないとしています。大東市の新総合事業においても現行サービスを行う事業所のサテライト型は認めない方針です。
60	通所	無資格者が機能訓練等をサポートして問題ないのでしょうか。	緩和型施設基準をご参照ください。
61	通所	訓練メニューのマニュアル、立案は大東市が行ってくれますか。	事業所を開設しているということは、利用者合った訓練を行える場所であることを前提としています。事業を行うにあたって必要となる設備や知識は、各事業所でご準備ください。
62	通所	通所サービスは現行の1か月に4回以上とされているが限度回数はないのですか。	現行制度においても、要支援1、2の通所介護には回数制限はありません。新総合事業の現行相当サービスにおける包括払い場合においても同様です。
63	通所	他市の事業所を使っているケースはどうなりますか。	現行相当サービスは他市の事業所でも利用可能です。サービスAは大東市内外を問わず、大東市の指定が必要ですので、指定を受けている事業所を利用していただくことになります。
64	通所	通所型サービスのサービスAは食事提供なしとなっているにもかかわらず、サービス範囲に栄養とあります。どういったサービスなのか？	もともと、予防給付における栄養改善加算は通所介護における昼食提供のことではありません。その方にとって、どのような栄養が必要なのか、デイサービス利用日以外にも必要な栄養が自分で摂取できるように自立支援するための加算です。
65	通所	現行のデイサービスと通所型Aの営業は、同じ場所で行ってよいのですか。	お互いの利用者が顔合わせしない様、音漏れしない様、基準を守って行ってください。
66	通所	まずは、でませ体操からということになるのですか。そこがいったいなら、AやCになっていくのでしょうか。	事業対象者の状態は一律ではありません。アセスメントによって、その事業対象者に適したサービスが提供されます。
67	訪問	訪問型サービスAは、他市の事業所も参入可能ですか。	大東市に指定の申請を行い、基準を満たしていれば可能です。また大東市の事業所も、他市に申請することも可能です。
68	訪問	訪問型サービスAの条件が、同行訪問を4時間含むを10時間行うこととしていますが、研修マニュアル等がありますか。	同行訪問研修4時間については、引継ぎの際の訪問を含んで構いません。同行訪問以外（6時間）の研修については、事業所で実施していただきますが、それが難しい場合は、市の生活サポーター養成講座への参加を研修として認めます。（開催日程は「広報だいとう」をご確認ください）。無資格者の研修実績は記録に残し、研修修了者の名簿を大東市に提出してください。大東市から修了証書を発行いたします。
69	訪問	訪問型サービスAにおいて、記録や請求等の書類はどのようにしたらよいのでしょうか。	現行と同じになります。
70	訪問	訪問型サービスAにおいて訪問実績等は、担当ケアマネジャーに提出するのですか。	請求に必要な手続きは、現行と同じになります。
71	訪問	現行相当サービスについて、45分以内となっていますが、サービス内容により現行60分必要なケースの場合は、利用者への説明を行い45分のプランに変更する形でよいですか。	利用者ができること、できないことを見極め、できないことのみサービス提供してください。適切な判断により60分のサービスがどうしても必要な場合は、60分実施してください。
72	訪問	介護予防訪問介護と同じく、自立を促し利用者と一緒に行う考え方でよいのですか。その場合、利用者への説明を行うパンフレット等を準備していただけますか。	利用者が再び自立した生活を営めるよう支援を行うことは、これまでと変わりはありません。大東市の理念は研修会等で伝えておりますので、各自が説明できるよう、自己研鑽を積んでいただきたいと思います。なお大東市としてパンフレットを作成する予定はありません。
73	訪問	サ高住や住宅型に入居されている方へのホームヘルプサービスはどうなるのか？	要支援者へのホームヘルプサービスは全て新総合事業に移行します。また入居者の状況に合わせて必要なサービスを利用していただくことになります。
74	訪問	訪問型サービス単価一覧にサービスAー1によるサービスは30分と20分以内だが、一回の訪問のサービスで30分以内を2回使用とかは可能ですか。	限度額以内であれば可能です。
75	訪問	4月に指定が間に合わない場合は利用者の受け入れができないのですか。	3月16日の説明会で訪問型サービスAの正式申込書を提出していただければ、仮指定をさせていただきますので、4月1日に指定が間に合わなくても利用者の受け入れはしていただくことは可能です。ただし、3月中に正式申し込みの提出がない事業所は4月1日には仮指定ができませんので、4月からの訪問サービスAの利用者の受け入れはできません。
76	訪問	初回加算、処遇改善加算は出ると説明会でありましたが、具体的な点数についてご教授ください。	加算、減算は現行相当サービスのみです。点数は現行の予防給付と同額です。
77	訪問	サービス範囲に家事援助（ヘルパー資格があれば身体可）とありますが、入浴介助等も可能ということですか？	現行相当サービスは現行の予防給付と同様ですので入浴介助は可能です。訪問サービスAに関しては、サービス提供者がヘルパーの有資格者の場合には可能です。無資格者の場合にはできません。
78	訪問	サービスAに20分以内という時間設定があるが、市はどのような内容を想定していますか？	例えば膝痛でしゃがんで掃除ができないという利用者の場合、床掃除のみというできない部分の支援等を想定しています。買い物の例でいうと、往復の移動はできるが重い荷物を持って帰れないという利用者には、店舗で待ち合わせをして、荷物を自宅に運んであげるなどが想定されます。利用者の帰宅までに時間がかかるようなら、買い物の荷物を発泡スチロール等の容器に入れて玄関に置いておき、印鑑は次回もらうといった工夫が考えられます。
79	訪問	サービスAの各時間設定は、合算や分割して実施することは可能ですか？	上限を超えない範囲で調整が可能です。例えば、今週は30分、来週は20分など。国の一律サービスではなくなるので柔軟に調整ができます。
80	訪問	現在、身体介護として入浴サービスを利用している人はどうなりますか？	身体介護は現行相当サービスのみでの実施です。なお、入浴時に転倒させないよう見守るのは有資格者がいる現行相当サービスになりますが、転倒の危険がないような単なる見守りだけならサービスAで実施可能です。
81	訪問	サービスBで掃除を依頼しても、サポーターの不足を理由に2週間以上待ちがあることが現在でもある。このような場合に現行相当サービスの利用は可能ですか？	必要性によって現行相当サービスの可能性はあります。ただし協議が必要です。
82	訪問	サービスAの利用料は定額となっているが、事業者への支払いはどのように行われますか？	利用料は利用者から直接収受して、残りは市から国保連を経由して事業者を支払われます。
83	サービスC	サービスCの施設基準等は、どうなりますか。	Cは基本、通いの場になりますので、施設基準はありません。リハビリ専門職に行ってもらえばよいです。
84	サービスC	半年ごとにモニタリングをするとありますが、モニタリングの度に25項目チェックリストを実施するのですか。	必要に応じて行う場合もありますが、必ず実施するものではありません。
85	生活サポーター	生活サポーターでは調理ができないと言われましたが、できないのですか。	簡単な調理はできるようにしていく予定です。

86	生活サポーター	サポート事業の時間貯金は本人以外（家族など）は使えないのですか。	時間貯金は家族以外にも譲渡が可能です。
87	生活サポーター	出来ないことについて（貯金の引き出し等全額も含めて）支払など	生活サポート事業では金銭の出し入れはできません。
88	生活サポーター	時間貯金、将来利用を希望する場合、転居したり、施設入居した時は利用できるのか？	生活サポート事業は大東市内のみで利用可能です。転居などで利用ができなくなる場合には時間貯金を譲渡する、もしくは換金することになります。なお、譲渡された時間貯金の換金は認められません。
89	生活サポーター	生活サポーター事業は、同居家族がいても利用可能ですか。	原則として同居家族ができることはサービスとして提供できません。同居家族の能力や状況を見極めて、必要性を判断します。
90	例外規定の疾患	現行相当の対象者の例外規定として、進行疾患であるアルツハイマー型認知症や末期がん、神経難病等とされているが、他に具体的な一覧を示してほしい。	例外規定に記載されている疾患でも自動決定せず、協議のもとに決定します。その都度ご相談ください。なお例外規定の疾患であっても、多様なサービスで対応可能な場合は、現行相当サービスの利用にはなりません。
91	例外規定の疾患	通所Aのみ利用する方で、ガン末期等を告知されていない方が基本チェックリストのみのアセスメントで結果的に通所利用中に事故が起きた場合の責任は誰と考えたらよいのですか。	新総合事業利用者のアセスメントはチェックリストだけではありません。サービスAの利用中の事故はサービス提供事業所の責任となります。例外規定の疾患、状況以外の方でも市と協議の上で現行相当サービスの利用が必要と認められれば利用は可能です。逆に例外規定の場合にも現行相当サービスの利用は市との協議が必要です。
92	その他	利用中の事故は、どこが対応するのでしょうか。	介護保険事業所によるサービスは実施主体ごとに、それぞれ事故報告や窓口設置や損害保険への加入などの対応を行い、事故発生時に必要な対応を行ってください。
93	その他	自立支援マネジメント研修会は、年に何回ありますか。また内容について教えてください。	平成28年度は年4回実施する予定です。内容の詳細につきましては、その都度事業所宛にご案内いたします。
94	その他	住所地特例の人はどうなる？	住所地特例の人は大東市の新総合事業を利用していただくことになります。
95	その他	65歳以下の特定疾病の方は総合事業対象となりますか。	総合事業は65歳以上の方が対象です。
96	その他	大東元気でまっせ体操に通う際の徒歩圏内とは具体的に何mですか？	その利用者にとっての徒歩圏内ですので、規定はありません。
97	その他	介護のしおりのような新総合事業のしおり等ありますか。	4月広報と同時配布の高齢者のための暮らしの情報誌がそれにあたります。
98	その他	障害認定と兼ね合いはどうなりますか。	障害認定と新総合事業の判定とは別です。
99	その他	4月から移行するにあたり、無資格者の人材確保と見積もり予算はどのように考えていますか。	無資格者の人材確保は通所、訪問サービスAの事業所が確保することになります。予算も各事業所が考えます。
100	その他	事業所がいくら自立支援を促しても利用者の意識が薄く、関係性を考えると強く言えない状況があるのですが、どのような対応が望ましいですか。	大東市の自立支援の定義を基本に本人の能力・意欲を最大限に引き出すのはプロの仕事です。ご本人の意欲がどうすれば引き出せるのかの技術を磨く必要があります。ご本人が何を大切に考えておられるのか、それを実現するには何が必要なのかをご本人が理解できるように説明する技術が必要です。
101	その他	福祉有償サービスを使いたい人はどうすればいいですか。居宅療養管理のみの方に対しては介護申請の更新は必要ですか。	福祉有償運送サービスは事業対象者もご利用いただけます。居宅療養管理は新総合事業にはありませんので、居宅療養管理が必要な場合には要介護認定の申請が必要となります。
102	その他	サービス参入事業所はどこにあるでしょうか。情報が無いために担当している方への説明などができませんし、新年度からすぐにサービス利用ができない（タイムラグが生じる）ことにどう対応するのですか。	サービス利用ができなくなるタイムラグは生じません。
103	その他	ニーズに対応できるだけのサービス供給量を確保できますか。	現行相当サービスも市のサービスですので、ニーズには確実に対応できる供給量は確保できています。
104	その他	大東元気でまっせ体操には虚弱高齢者が多くなると思いますが、安全面の配慮は市が確認や指導されるのでしょうか？	既に大東元気でまっせ体操には要支援レベルの高齢者がたくさん参加されています。心配な人の参加には市や包括に相談が入るようになっていきます。また、通所サービスCでリハビリ専門職が各地の大東元気でまっせ体操の環境設定、リスク回避を行いますので大丈夫です。
105	その他	居宅から包括へのつなぎや新総合事業と通いの場（地域）とのつなぎはどういった流れになりますか？	現行の要支援の方も大東元気でまっせ体操は利用していただくことができます。ぜひ、包括につなぐ前に大東元気でまっせ体操の利用を促してください。予防給付も自立支援の理念に基づき提供していただく必要があります。居宅に再委託しているケースの引継ぎは認定期間終了の1か月前までには行います。
106	その他	訪問型サービスで生活サポーターとの併用は可能なか。現行サービス、サービスA-1、A-2と。	介護保険サービスで認められている生活支援（家事援助）に関しては併用はできません。
107	その他	サービスA-1とサービスA-2の支援、時間延長についてはどうなるのか？	時間延長は事業所が受け入れ出来れば可能です。しかし、時間内のサービスでは対応できない場合には制限のない生活サポーター事業を利用していただくことを勧めします。
108	その他	プランナーへの周知度等はどうか。	更新の2か月くらい前から説明してもらうようにしています。
109	その他	無資格の方が入ってくことに不安がありますが、大丈夫でしょうか。	現行サービスには無資格者は参入しないので、ご安心ください。要支援1の方は、生活サポーター事業で、すでに無資格者による生活支援で問題はありませので、ご心配は無用です。難しいケースには、無資格者は介入しません。
110	その他	サービスAとサービスBの併用は可能ですか？	介護保険サービスで実施される家事援助部分の併用はできません。ただし、介護保険サービス以外の部分の併用は可能です。

3月16日説明会以降の問い合わせ

通所	通所サービスAを他市の利用者は利用可能か	現状では利用できません。その利用者の居住地の自治体が新総合事業に移行し、通所サービスAの条件が大東市と一致すれば利用可能となります。
通所	筋力向上するために要支援1の利用者に週2回通ってもらうと事業所の定員がオーバーする。どのように対応すればよいか。	筋力向上には週2回～3回の筋力トレーニングが必要となります。その回数を通所型サービスに通わなくてもいいように、自宅や地域の通いの場での筋力トレーニングができるようにしてください。
通所	通所サービスAを事業所で週1回しか設定しないが、週2回の通所型サービスAが必要となった場合にはどのようにするのか。	通所型サービスAの他の事業所を週にもう一回利用していただくか、週2回設定している事業所を選択されるかのどちらかになります。